

「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医事業務委託」提案書作成要領

1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医事業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり。

3年間の概算業務価格（上限）は、約431,200千円（税込）です。

ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とします。

なお、提案書提出時には参考見積額を提出するものとします。

3 参加に係る手続

(1) 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加の意向のある事業者は、次の書類を提出してください。

ア プロポーザル参加意向申出書（様式1）

イ 実施要領第2条第1項第4号を証明できる書類（契約書及び仕様書等）の写し

(2) 提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和5年9月7日（木）17時00分まで（必着）

イ 提出先

〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部医事課医事企画調整係

電話：045（753）2500（内線1414）

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(3) 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を郵送及び電子メールにより通知します。

ア 通知日

令和5年9月14日（木）

参加資格を有することが確認された者については、プロポーザル関係書類提出要請書（様式6）を同封します。

イ その他

参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加意向申出者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は病院事業管理者が通知を発送した日の翌日起算で、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日等」と言います。）を除く5日後の17時00分までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

病院事業管理者は上記の書面を受領した日の翌日起算で、休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 質問書（要領-1）の提出

本要領等の内容について疑義がある場合は、次により質問書の提出をお願いします。全ての質問内容及び回答についてはホームページで公表します。

なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和5年9月26日（火）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部医事課医事企画調整係

電話：045（753）2500（内線1414）

電子メール：by-no-ijikikaku@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（ただし、郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。また、電子メールの場合は提出先に電話し、送受信の確認を必ず行ってください。）

(4) 回答日

令和5年10月3日（火）

(5) 回答方法

ホームページで公表します。

5 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式（様式5及び要領-2～14）に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とします。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 会社概要（要領-2）

イ 業務受託実績（要領-3）

ウ 従事者の資格及び経験（要領-4）

エ 当該業務の従事者配置計画、組織図（要領-5）

オ 人材確保の考え方、体制・育成計画（要領-6）

カ 緊急時・非常時の体制（要領-7）

キ 患者サービス向上の考え方（要領-8）

ク レセプト点検並びに返戻、査定防止の考え方・取組・体制（査定率の目標値を含む）（要領-9）

ケ レセプト請求精度向上の考え方・取組・体制（要領-10）

コ 未収金の発生防止と回収への取組・体制（要領-11）

サ 個人情報保護及び情報セキュリティの考え方・取組・体制（要領-12）

シ ワーク・ライフ・バランスに関する取組（要領-13）

ス その他、追加提案（要領 - 14）

- (4) 従事予定者の条件は、仕様書 9 (3) のとおりとします。
- (5) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。
 - ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
 - イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能です。
 - ウ 文字は日本語で、注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとし、各項目につき A 4 サイズ 2 枚以内に収まる範囲で記述してください。
 - エ 各ページには、ページ番号を記載してください。
 - オ 要領 - 4 以外には、事業者名及び担当者名等は記入しないでください。
 - カ 多色刷りは可としますが、見易さに配慮をお願いします。

6 評価基準

提案書評価基準のとおり

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数

10 部（正本 1 部 副本 9 部）

イ 提出先

4 (2) と同じ

ウ 提出期限

令和 5 年 10 月 11 日（水）17 時 00 分まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください）。

オ 提出書類

(ア) 提案書（様式 5、要領 - 2～14）

(イ) 参考見積書（税込）

医事業務委託に関する提案に対する参考見積書を作成し、提案書に添付してください。業務提案に関する部分については、提案ごとにその費用がわかるようにしてください。

ただし、見積額については、3 年間の契約金額（現行の消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、総額約 431, 200 千円（税込）を超過した場合には、提案書の内容にかかわらず失格とします。

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ 提案書の提出後、病院事業管理者の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとします。

オ 提案内容の変更は認められません。

8 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施時期

令和5年10月25日(水)(予定)

(2) 実施場所

〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 2階 会議室

(3) 出席者

出席者は統括責任予定者を含む3名以下としてください。また、説明は原則として、統括責任予定者が行ってください。

(4) その他

ア 本ヒアリングについては、非公開とします。

イ ヒアリング時の資料は、提案書のみとします。資料の追加配布及び差替えは、一切認めません。ただし、口頭による軽微な訂正は可能とします。

ウ ヒアリング時には、提案書から内容を抜粋してスクリーンに投影することが可能です。なお、当院が用意する会場にはスクリーン及びプロジェクター装置はございますが、パソコン等の機器類はございませんので、提案者が用意してください。

エ 時間等詳細は、別途お知らせします。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	医療局病院経営本部脳卒中・神経脊椎センター第一入札参加資格審査・業者選定委員会	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医事業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所 掌 事 務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	(委員長) 病院長 (委員) 管理部長 総務課長 医事課長 庶務係長 経営企画係長 物品管理係長 施設係長	(委員長) 管理部長 (副委員長) 総務課長 (委員) 看護部副看護部長 医事課長 情報管理・システム担当係長 物品管理係長 市民病院医事課長

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に、

結果通知書（様式7）により通知します。通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評価結果の順位とそれぞれ特定された理由又は特定されなかった理由を付すものとします。

(1) 通知日

令和5年11月16日（木）

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、病院事業管理者が通知を発送した日の翌日起算で、休日等を除く5日後の17時00分までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

病院事業管理者は上記の書面を受領した日の翌日起算で、休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルの取扱い

(1) 提出された提案書は、受託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出された提案書については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき開示することがあります。

(3) 提出された書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) 提案書の作成のために病院事業管理者が作成した資料は、病院事業管理者の了解なく公表、使用することはできません。

12 プロポーザル手続における注意事項

(1) 参加意向申出書又は提案書等に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とします。

(2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。

(3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、病院事業管理者の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、予定価格の範囲内で業委託締結に至らなかった場合は、次順位の者と手続を行います。

(4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

13 無効となるプロポーザル

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 本プロポーザルに関して評価委員会委員及び関係職員との接触があった者
- (7) ヒアリングに出席しなかった者

14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語
 - 日本語
 - イ 通貨
 - 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
 - 要する
- (4) 本プロポーザルにかかる契約は、令和6年度横浜市病院事業会計予算が令和6年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日に契約書を締結することによって確定するものとします。